

次期くるめ子どもの笑顔プラン（骨子案）

第 1 章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

現在の子どもを取り巻く環境は、家族形態の多様化、地域のつながりの希薄化、人口減少に伴う地域間の偏在などを受け、家庭や地域の子育て力や教育力の低下が懸念されています。

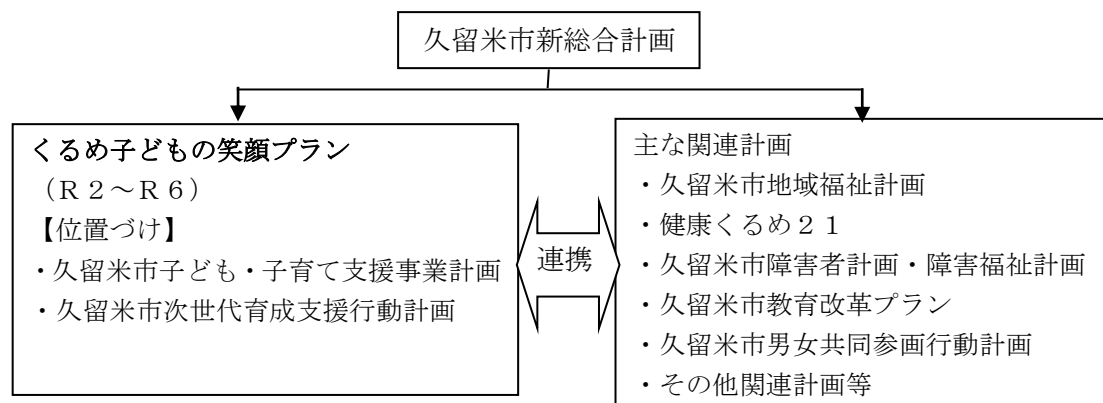
こうした背景のもと、誰もが安心して子育てでき、すべての子どもが夢や希望をもって健やかに成長することができる環境の整備を進めていく必要があります。

こうした課題をふまえ、子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進するため、計画を策定します。

2 位置づけ

この計画は、「久留米市新総合計画」に即した子ども・子育て分野の基本的な計画として策定し、関連計画との整合・連携を図りながら推進します。

なお、子ども・子育て支援法に基づく「久留米市子ども・子育て支援事業計画」として位置付けるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を一部含むものとします。



3 計画期間

この計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間としています。なお、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念・基本目標

(1) 基本理念

「子どもの笑顔があふれるまちづくり」

子どもや子育てを地域社会全体で支援し、安心して子どもを産み育てられる環境をつくり、すべての子どもが希望をもって成長できる、子どもの笑顔があふれるまちを目指します。

(2) 基本視点

基本理念を具現化するため、計画の策定・推進にあたっては、次の4つを基本視点とします。

①子どもの幸せを最優先する

子どもの幸せを第一に考え、子どもの人権や利益を最大限に尊重するという基本的認識のもとに、生まれた環境に左右されず、すべての子どもが夢や希望をもって成長できる環境の整備に取り組みます。

②子どもと子育て家庭を社会全体で支える

保護者が子育てについての第一義的責任を有すること、家庭が教育の原点であることを前提としつつ、子どもと子育て家庭の支援に、地域や事業所、行政など様々な主体が協働して取り組みます。

③子育て家庭の多様化・複雑化した課題に対応する

様々な困りごとを抱える子育て家庭が、必要な支援につながるできるようなしくみづくりに取り組みます。また、支援者の連携・協力、事業や制度の連携により、制度の狭間をつくらないよう取り組みます。

④利用者の視点に立った切れ目なく質の高い支援を行う

結婚から子育て期まで、それぞれのライフステージにおいて発生する様々な不安や負担感を緩和し、安心して結婚・妊娠・出産・子育てできるよう質の高い支援に取り組みます。

2 基本目標

基本理念を実現するために、基本視点に基づき、以下の3つの基本目標を柱として具体的な施策を推進します。

①安心して生み、育てられる環境づくり

子どもの健やかな成長のためには、安心して子どもを生み、育てられる環境が必要です。共働き家庭等の増加による保育ニーズの増加、子育て家庭の状況に応じた不安や悩み、子育て支援ニーズの多様化などに対応できる施策の充実を図ります。

②子ども・子育てを支える地域づくり

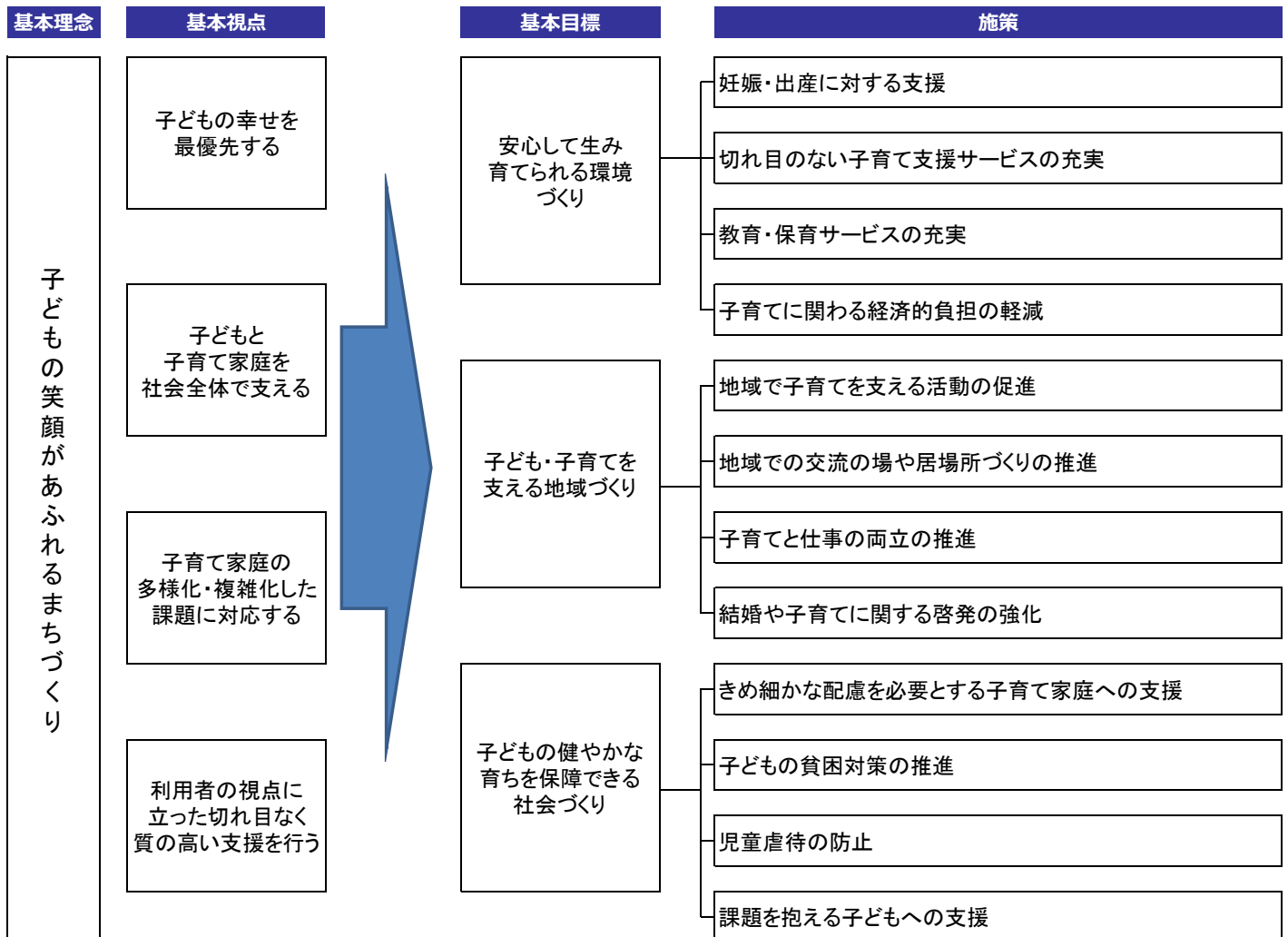
子育ては家庭だけで完結するものではなく、地域とのつながりや社会全体の支援が

必要です。子どもや子育て家庭が孤立せず、地域とのつながりと社会全体の支援の中で妊娠・出産・子育てができるような地域づくりや啓発を行います。

③子どもの健やかな育ちを保障できる社会づくり

子どもの健やかな育ちを保障するためには、すべての子どもが夢と希望をもって成長できる環境が必要です。子どもの育ちに困難を抱える家庭へのきめ細かな支援や子どもの育ちを地域で見守る環境づくりを行います。

3 施策の体系



第3章 施策の内容

基本目標1 安心して生み、育てられる環境づくり

【成果指標】

成果指標	現状値	目標値 令和6年度
子育てしやすいまちと思う人の割合	77.0% (平成30年度)	
待機児童数	54人 (令和元年度)	

【施策の方向性】

(1) 妊娠・出産に対する支援

子どもの成長やその後の子育てにも影響を及ぼす妊娠・出産期の支援として、こども子育てサポートセンターを中心に、相談体制の充実や産前産後の支援サービスの提供を行います。

(2) 切れ目のない子育て支援サービスの充実

子育て家庭の状況や子どもの成長段階等に応じ、切れ目のない多様かつ総合的な支援に取り組みます。また、こども子育てサポートセンターを充実し、身近に相談できる体制づくりを推進します。こうした取組を通じて子育て家庭に寄り添い、家庭の子育て力の向上を図ります。

(3) 教育・保育サービスの充実

共働き家庭の増加や就労形態の多様化、幼児教育・保育の無償化など社会環境の変化に対応し、保育所や幼稚園、認定こども園等の需要に対する必要な供給量を確保します。供給量の確保にあたっては、受け入れ体制の充実及び保育士人材の確保を図るとともに、質の高い教育・保育の取組を進めます。

(4) 子育てに関わる経済的負担の軽減

児童手当をはじめとする各種手当、医療費の助成、教育や保育にかかる費用の無償化や援助、各種貸付制度等により、子育て家庭の経済的な負担の軽減に取り組みます。

基本目標2 子ども・子育てを支える地域づくり

【成果指標】

成果指標	現状値	目標値 令和6年度
ワーク・ライフ・バランスの環境整備が進んだと思う人の割合	36.7% (平成30年度)	
子育て中の人地域で交流できる場の数	42箇所 (令和元年度)	

【施策の方向性】

(1) 地域で子育てを支える活動の促進

地域での子ども・子育て支援活動の促進を図るとともに、地域や市民団体等と連携・協働した取組を進めます。また、様々な地域資源と子育て家庭をつなぎ、地域とのつながりの中で子育てできる環境づくりに取り組みます。

(2) 地域での交流の場や居場所づくりの推進

子育て中の保護者が交流できる場の提供や、子育て当事者間の交流・相互扶助を促す取組を推進します。また、地域における子育て家庭や子どもの居場所づくりなどに取り組み、子どもや子育て家庭の孤立化を防ぎます。

(3) 子育てと仕事の両立の推進

事業主、労働者、市民に対するワーク・ライフ・バランスなどに関する広報・啓発、仕事と家庭の両立支援モデル事業所の表彰、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業主への助成などを通じて、仕事と子育ての両立促進を図ります。

(4) 結婚や子育てに関する啓発の強化

子ども・子育て支援は社会全体で関わる必要があります。情報発信や環境整備などにより、結婚や出産・子育てについての社会全体の理解や支援の気運醸成を図ります。また、若い世代の結婚や子育てに対する不安軽減のための啓発に取り組みます。

基本目標3 子どもの健やかな育ちを保障できる社会づくり

【成果指標】

成果指標	現状値	目標値 令和6年度
自分にはいいところがあると思う生徒の割合（中学2年生）	63.1% （平成30年度）	
子どものいる生活困難世帯の割合	22.1% （平成29年度）	

【施策の方向性】

(1) きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援

ひとり親家庭や障害のある子どもがいる家庭、多胎児がいる家庭、外国人の保護者の家庭など、きめ細かい配慮を必要とする家庭に対し、関係機関や団体と協力・連携し支援に取り組みます。

(2) 子どもの貧困対策の推進

生まれ育った環境に関係なく、子どもたちが社会を生き抜く力を持ち、貧困の連鎖を断ち切ることができるよう、生活や教育、保護者の就労などの支援に取り組みます。

(3) 児童虐待の防止

要保護児童対策地域協議会の取組を中心に、地域や関係機関の連携を強化し、支援が必要な家庭の把握に努め、適切な支援を実施していきます。また、児童虐待に関する相談体制の強化や予防的な取組の推進により、早期対応を図ります。

(4) 課題を抱える子どもへの支援

関係機関・団体、地域と連携・協力し、非行の未然防止や健全育成のための取り組みを実施していきます。また不登校など、子どもが抱える問題に対して支援を行い、解決に向けた取組を推進します。

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 児童人口の推計

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計の前提となる就学前児童・小学生の人口について、コーホート変化率法をもとに推計します。

資料2

2 教育・保育提供区域の設定

「市町村子ども・子育て支援事業計画」においては、教育・保育のニーズ量並びに対応策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

市内の地理的条件や現在の子どもの教育・保育施設への通園状況等を総合的に勘案し、教育・保育に係る提供区域を設定します。

資料3

3 教育・保育の量の見込と確保の内容

国が示したニーズ量の算出方法に基づき、推計児童数、保護者の就労状況、これまでの利用実績、幼児教育・保育の無償化の影響に関する利用意向等により、ニーズ量（必要利用定員総数）を算出します。ニーズ量は、教育・保育提供区域ごと、認定区分（1～3号）ごとに算出します。

このニーズ量に対し、受入体制の整備や保育士確保などの取組により、対応策を設定します。

次回提示

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保の内容

子ども・子育て支援法第59条に定める、11の地域子ども・子育て支援事業について、各事業のニーズ量の算出及び対応策を設定します。

○地域子ども・子育て支援事業

- ・妊婦健康診査事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・利用者支援事業
- ・養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ・一時預かり事業
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ

次回提示

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、学識経験者や子どもの保護者、関係団体等からなる「久留米市子ども・子育て会議」において毎年度各種施策の進捗状況を審議し、計画推進にあたっての意見や助言をもらい、より実効性のある施策展開を図ります。

2 計画の進捗管理と点検・評価

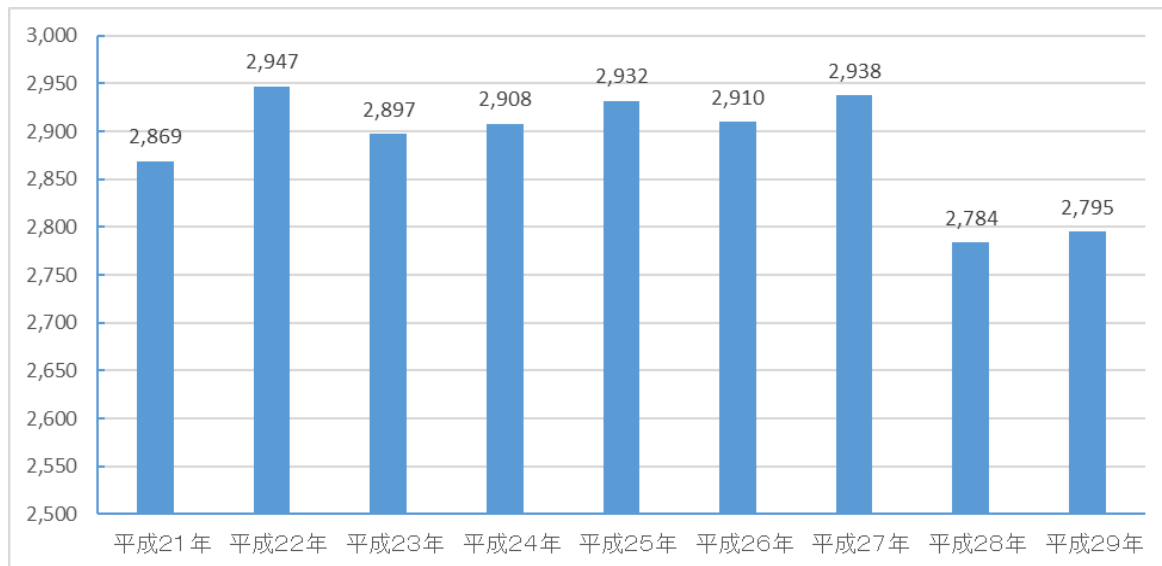
計画の進捗管理にあたっては、数値目標の達成状況等を確認しながら、「久留米市子ども・子育て会議」において定期的に点検・評価を行います。

なお、評価結果については、市のホームページ等で適宜公表するとともに、必要に応じ計画内容の見直しを行います。

資料編

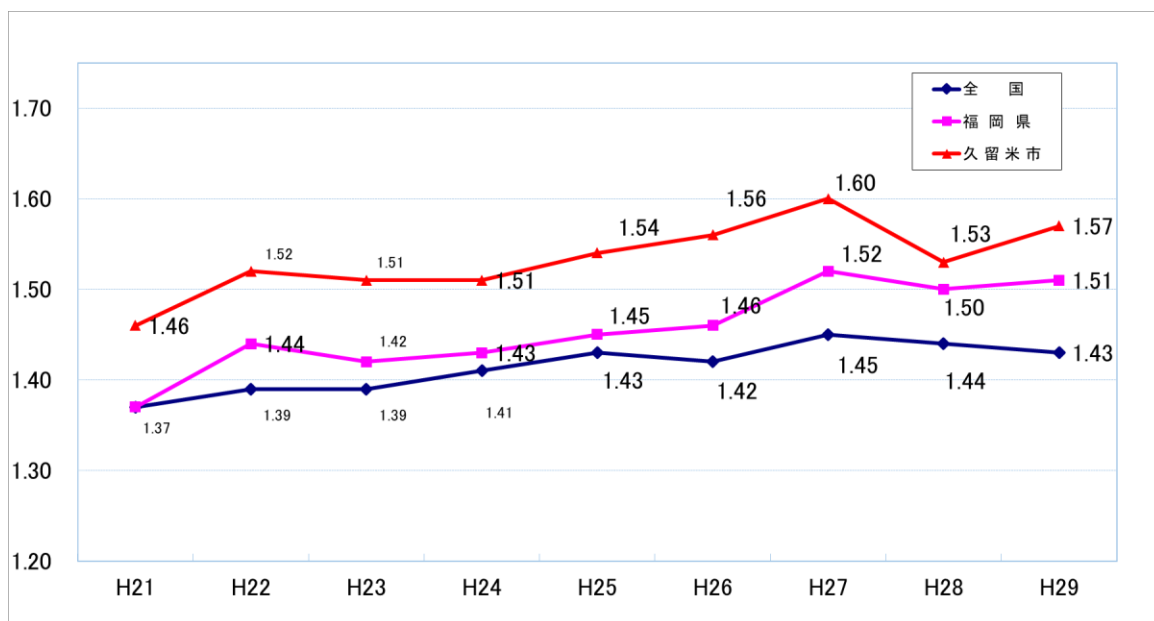
1 子育てに関する基礎データ

【出生数の推移】



資料／人口動態調査より

【合計特殊出生率の推移】



資料／人口動態調査、住民基本台帳より

- ・ひとり親家庭の世帯数
- ・女性の年齢別就業率等
- ・共働き家庭の世帯数

2 計画策定の経緯等

- ・会議経過
- ・子ども・子育て会議条例
- ・子ども・子育て会議委員名簿